

ASP・SaaSの普及促進について

ASP・SaaSについては、昨年(2007年)2月の経済財政諮問会議で取上げられ、その後総務省や経済産業省でASP・SaaSの普及促進政策が取られています。

生産性向上のために、ASP・SaaSが有効であるということが政府並びに経済界の一致した認識となり、特に国内企業の99%以上を占める中小企業のIT化が遅れている現状を踏まえ、国際競争力強化のためにもASPを普及促進することが必要不可欠となっています。

ASPICは、これまでの「ASP・SaaSの普及啓発」から「拡大するASP・SaaS市場に対して健全な市場形成を図ることに貢献する」という考えのもとで、活動を展開してきており、昨年4月に総務省と合同で設立した「ASP・SaaS普及促進協議会」をはじめとして、ASP・SaaSの一層の普及・促進を加速化していくため、「拡大するASP市場に対して健全な市場形成を政府と一体となって積極的に推進する」という考えのもとに、政府と共にASP・SaaSを普及促進しています。

以下に、昨年からこれまでのASP・SaaSの普及促進の経緯・状況を示します。

1. **ASP・SaaSの普及促進に関する報告書** (http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070427_14_bt.pdf)
総務省とASPICが共同でASP・SaaSの課題と今後の普及促進等について調査研究を行い、4月27日に報告書を取りまとめた
2. **ASP・SaaS普及促進協議会の設立(H19.4.27)** (http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070427_14.html)
上記研究結果を取りまとめて、具体的な施策を展開するため、総務省とASPICが合同で「ASP・SaaS普及促進協議会」を設立した
3. **経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～の中で、ASP・SaaSが政策として取上げられた(閣議決定 H19.6.19)** (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizai/kakugi/070619kettei.pdf>)
第2章「成長力強化」の中で、「ITによる生産性向上」として、IT投資の選択と集中に向け、業種・製品ごとのソフトの標準化・共同開発、ソフト部品産業の競争力強化を行うとともに、ASP、SaaSの普及促進など中小企業のIT化の基盤を整備する
4. **総務大臣より「ICT生産性加速プログラム」の公表 (総務大臣 H19.6.20)**
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070620_2.html)

(3) ASP・SaaSの普及・促進

安全・信頼性指針の策定、事業者認定制度

ASP・SaaSの普及を促進するため、利用者がASP・SaaSのサービスや事業者を選択・評価する際に必要な安全・信頼性に関する指針を策定するとともに、指針を充たしている事業者を認定する制度について官民で検討する

インターフェースの公開の促進、役割分担等の明確化

ネットワーク利用に係る企業データベースの構築

国際的連携の推進

5. ASP・SaaS普及促進協議会の開催(H19.6.15)

別紙「ASP・SaaS普及促進協議会」の組織体制[H19.6.15]

安全・信頼性委員会

ASP連携委員会

企業ディレクトリ委員会

国際連携委員会

6. ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針の策定と事業者認定制度の検討

ASP・SaaS普及促進協議会の中で「安全・信頼性委員会」を開催

第1回(H19.8.1)、第2回(H19.9.7)、第3回(H19.9.28)、第4回(H19.10.23)、第5回(H19.11.20)、第6回(H20.1.30)

- (1) この協議会の成果として、「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」をとりまとめた
この結果を総務省が公表した(H19.11.27) (http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071127_3.html)
- (2) さらに協議会では、「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示指針」の具体的な活用策として、
ASP・SaaS安全・信頼性認定制度(仮称)を検討。

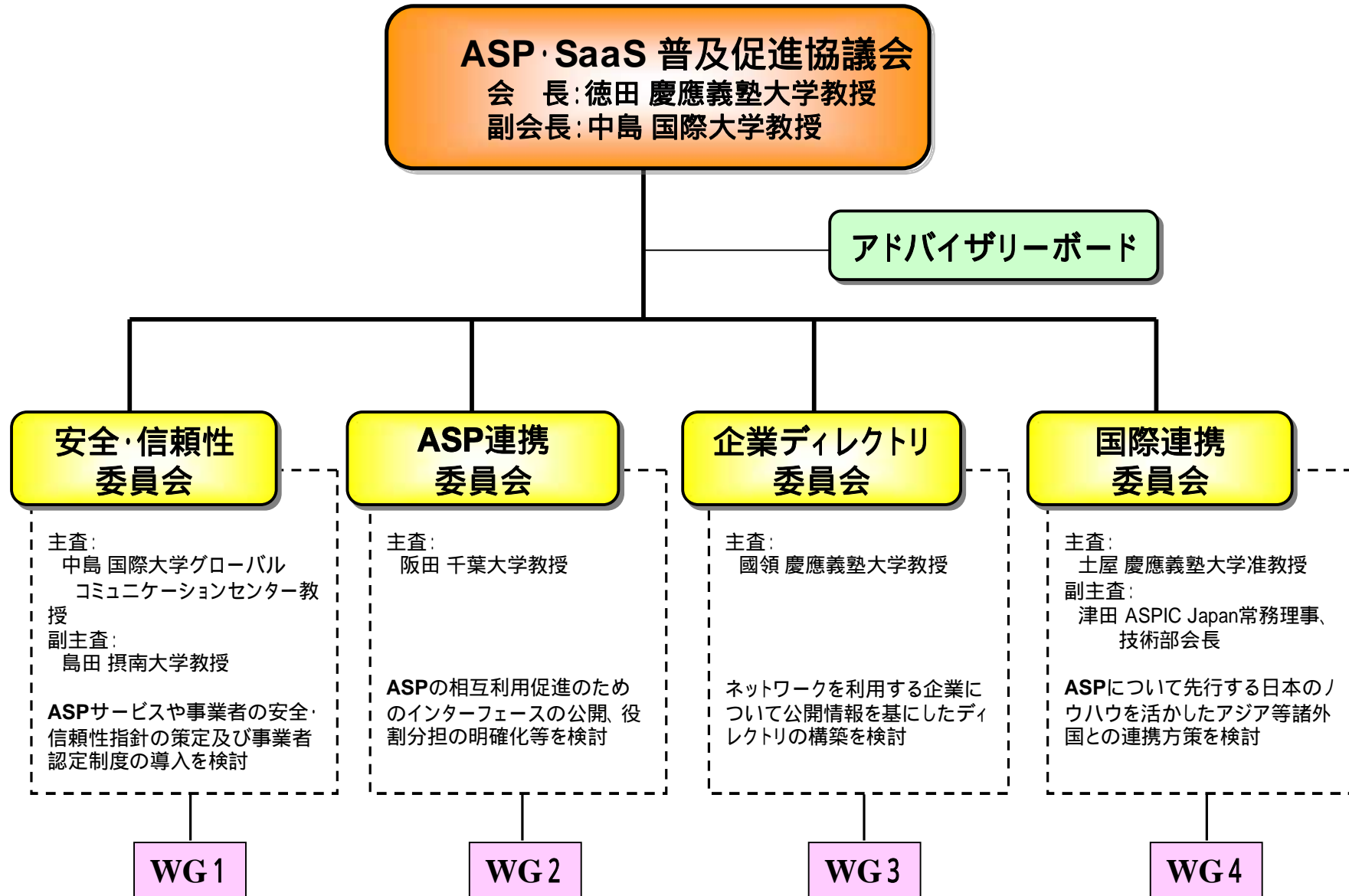
7. 「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」の策定(H20.1.30)

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080130_3.html)

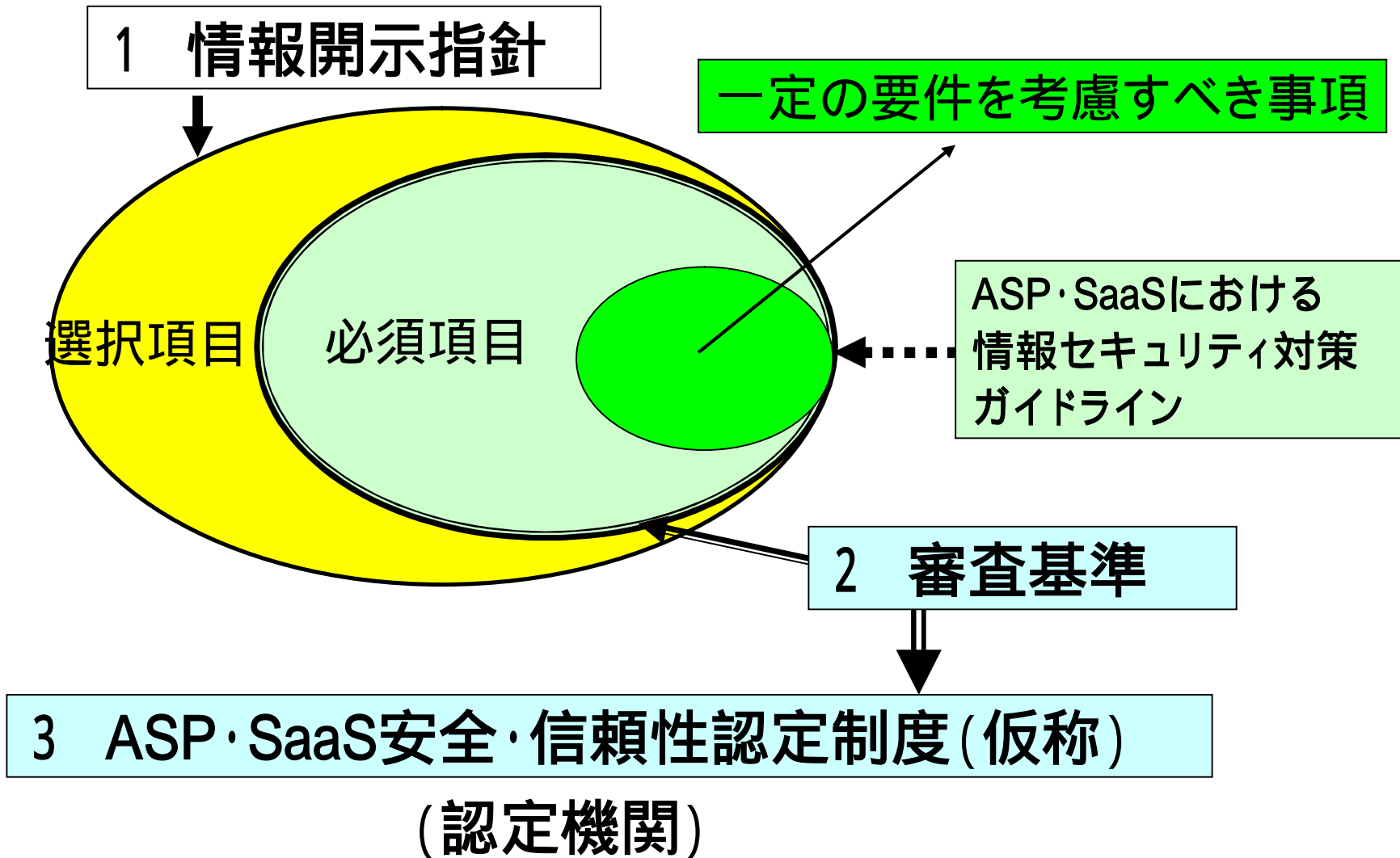
総務省では、「ASP・SaaSの情報セキュリティ対策に関する研究会」を開催し、その研究会の検討結果として、「ASP・SaaSの情報セキュリティ対策に関する研究会報告書」及び「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」としてとりまとめ公表

8. 「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」は、上記「ASP・SaaSの情報セキュリティ対策に関する研究会」の検討経過を逐次踏まえつつ、「ASP・SaaS普及促進協議会」において策定した

「ASP・SaaS普及促進協議会」の組織体制 [H19.6.15]



ASP・SaaSの安全・信頼性に係る
情報開示指針、審査基準、認定制度の全体のイメージ



情報開示指針

現在、ASP・SaaS事業者によるサービス等に関する情報開示は必ずしも十分な状況とは言えない。ユーザの中には、ASP・SaaS事業者の安全・信頼性に対する不安を持つものもいる。

このため、ASP・SaaS事業者に対して情報開示を促進するとともに、ASP・SaaSサービスの利用者が安心してサービスを利用できる環境の整備が求められている。

以上のような背景を踏まえて、総務省とASPICは合同で平成19年4月に「ASP・SaaS普及促進協議会」を設置し、その傘下の「安全・信頼性委員会」において、「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」を策定し、その活用(認定制度の導入)のあり方を検討してきた。

この指針は、ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示を必須の項目と選択の項目に分け、情報開示項目を共通かつ豊富にするとともに、利用者によるASP・SaaSの比較、評価、選択等を容易にすることを目的としている。

ASP・SaaS事業者の安全・信頼性に関する情報開示項目

開示情報の時点、事業所・事業、人材、財務状況、資本関係・取引関係、コンプライアンス

ASP・SaaSサービスの安全・信頼性に関する情報開示項目

サービス基本特性、アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ等、ネットワーク、ハウジング(サーバ設置場所)、サービスサポート

審査基準

- ・「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」の「必須開示項目」の全てについて適切な情報開示を行っており、かつ「必須開示項目」の中で特にユーザにとって重要な「一定の要件を考慮すべき項目」の全てについて一定の要件を満たす場合(対策・措置等を行っている場合、最低水準数値以上の場合)には認定とする。

ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度

ASP・SaaSサービスのうち安全・信頼性に係る情報をユーザに適切に開示しているものに関する認定の制度の導入が求められている

認定制度の基本的考え方は、

ASP・SaaSのユーザの視点に立った制度であること

発展期にあるASP・SaaS市場の拡大を促進する制度であること

【審査の実施体制】

・認定の審査は、認定機関が行う。

・審査にあたっては、認定機関内に設置する学識経験者及び民間有識者等により構成される「認定審査委員会」を開催し、あらかじめ意見を聞くことができる。

認定審査委員会は、認定機関からの要請を受けて、認定審査プロセスにおける専門的及び技術的事項に関する検討・判断を行う。

【審査の対象項目】

審査の対象項目は、「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」に示される項目

ASP・SaaS事業者の安全・信頼性に関する情報開示項目

ASP・SaaSサービスの安全・信頼性に関する情報開示項目

ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度の全体像

